

習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を奨励することにより繁殖を防止し、不必要な生命の処分並びに飼い主のいない猫に起因する被害及び迷惑等の減少を図るため、予算の範囲内において不妊・去勢手術費の一部（以下「助成金」という。）を助成することに関し、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣の摘出手術をいう。
- (4) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) 協力動物病院 市内において開業し、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業に協力する動物病院をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫の愛護者として、適正な管理をしていること。
- (3) 助成金の交付申請をしようとする年度（以下「申請年度」という。）に、次条に規定する手術を受けさせ、その費用を負担した者であること。

(助成対象となる手術)

第4条 助成の対象となる手術は、市内に生息する飼い主のいない猫に対し、協力動物病院において、申請年度内に実施した手術であり、施術後に、雄は右耳、雌は左耳の先端をV字にカットする手術を行ったものとする。

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、手術に要した費用に相当する額とし、不妊手術1件につき10,000円、去勢手術1件につき6,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月19日(その日が習志野市の休日に関する条例(平成元年条例第21号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。以下同じ。)に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い市の休日でない日)までに市長に提出しなければならない。

(1) 手術に係る領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金(交付・却下)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日の翌日から起算して14日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日(その日が市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日)までに、習志野市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定者の遵守事項)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は、対象の猫を手術後、遅滞なく飼い主となるべき者を探し、又は元の場所に返戻しなければならない。

(現況の申出)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者に対して、愛護している飼い主のいない猫の頭数確認を、郵送等で行う。助成金の交付を受けた者は、愛護している飼い主のいない猫の頭数に変更が生じた場合は、市長に申し出るものとする。ただし、市長が申出の必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、申請者がこの要綱の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。